

# 株式会社山形銀行定款

(2022年6月24日改正)

# 株式会社山形銀行定款

2022年6月24日改正

## 第1章 総 則

(商 号)

第1条 当銀行は、株式会社山形銀行と称する。英文では、**The Yamagata Bank, Ltd.** と表示する。

(目 的)

第2条 当銀行は、次の業務を営むことを目的とする。

1. 預金または定期積金の受入れ、資金の貸付けまたは手形の割引ならびに為替取引
2. 債務の保証または手形の引受けその他の前号の銀行業務に付随する業務
3. 国債、地方債、政府保証債その他の有価証券に係る引受け、募集または売出しの取扱い、売買その他の業務
4. 信託業務
5. 前各号の業務のほか銀行法、担保付社債信託法その他の法律により銀行が営むことのできる業務
6. その他前各号の業務に付帯または関連する事項

(本店の所在地)

第3条 当銀行は、本店を山形市に置く。

(機 関)

第4条 当銀行は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当銀行の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、山形市において発行される「山形新聞」および東京都において発行される「日本経済新聞」に掲載する。

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当銀行の発行可能株式総数は、5,967万株とする。

(単元株式数)

第7条 当銀行の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当銀行の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第9条 当銀行の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株式の取扱)

第10条 当銀行の株式に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続きおよび手数料は、法令または定款のほか、別に取締役会の定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第11条 当銀行は、株主名簿管理人を置く。

株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

当銀行の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当銀行においてはこれを取扱わない。

## 第3章 株主総会

### (招 集)

第12条 定時株主総会は、毎事業年度の翌日から3月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役頭取が、取締役会の決議にもとづいて招集する。ただし、取締役頭取に事故あるときは、他の取締役中から取締役会で招集者を定める。

### (定時株主総会の基準日)

第13条 当銀行の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

### (議 長)

第14条 株主総会の議長は、当銀行の株主たる者に限ることとし、株主総会の招集者またはその指名したものがこれにあたる。

### (電子提供措置等)

第15条 当銀行は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

当銀行は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

### (決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

### (議決権の代理行使)

第17条 株主は、当銀行の議決権を有する他の株主1名をその代理人として、株主総会における議決権を行使することができる。代理権の授与は各株主総会ごとに行い、株主または代理人は、代理権を証明する書面を当銀行に提出しなければならない。

株主総会で議決権を行使し得ない株主は、他の株主の代理人となることができない。

## 第4章 取締役

(取締役の員数)

第18条 当銀行に取締役（監査等委員であるものを除く。）15名以内を置く。

当銀行に監査等委員である取締役6名以内を置く。

(取締役の選任)

第19条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会でこれを選任する。その選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

前項の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第20条 監査等委員でない取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第21条 当銀行を代表する取締役として、取締役会の決議により監査等委員でない取締役の中から取締役頭取1名を選定する。

取締役会の決議をもって、監査等委員でない取締役の中から取締役会長1名および専務取締役、常務取締役各若干名を置くことができる。

取締役会の決議をもって、取締役会長および専務取締役は当銀行を代表することができる。

(取締役の職掌)

第22条 取締役頭取は、取締役会の決議したところに従い業務の執行を統轄する。

取締役会長は、業務を総攬する。

専務取締役は、取締役頭取および取締役会長を補佐して業務を掌理し、常務取締役は、取締役頭取、取締役会長および専務取締役を補佐して業務を分掌する。

(取締役の報酬等)

第23条 取締役の報酬、その他の職務執行の対価として当銀行から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。

(取締役の責任限定契約)

第24条 当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。

ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

## 第5章 取締役会

(取締役会の権限および規程)

第25条 取締役会は、法令および定款に定める事項のほか、当銀行の重要な業務執行を決定する。

前項の規定にかかわらず、当銀行は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

取締役会に関する細目については、別に取締役会の定める取締役会規程による。

(取締役会の招集および議長)

第26条 取締役会は、取締役頭取がこれを招集し、その議長となる。

取締役頭取が事故あるときは、取締役会長または専務取締役もしくは常務取締役がこれにあたる。

各取締役は、随時議題および理由を附して取締役会の招集を請求することができる。

前各項の規定にかかわらず、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。

(取締役会の招集通知)

第27条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し会日より1週間前に発する。ただし、緊急の必要あるときは、更にこれを短縮することができる。

あらかじめ取締役全員の同意があるときは、取締役会の招集手続を省略することができる。

(取締役会の決議の省略)

第28条 当銀行は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

## 第6章 監査等委員および監査等委員会

(常勤監査等委員)

第29条 監査等委員会は、その決議によって監査等委員の中から常勤監査等委員を選定できる。

(監査等委員会規程)

第30条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

(監査等委員会の招集通知)

第31条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し会日より1週間前に発する。

ただし、緊急の必要あるときは、更にこれを短縮することができる。

あらかじめ監査等委員全員の同意があるときは、監査等委員会の招集手続を省略することができる。

## 第7章 計 算

(事業年度)

第32条 当銀行の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(期末配当の基準日)

第33条 当銀行の剰余金の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

(中間配当の基準日)

第34条 当銀行の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第35条 当銀行は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(除斥期間)

第36条 配当財産が金銭である場合は、その支払提供の日から5年を経過したときは、当銀行はその支払いの義務を免れるものとする。